

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会（第3回）

議事録

日時：平成28年2月2日（火曜日） 14時00分～15時15分

場所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

**議題**

化学物質管理政策の最近の状況について

**議事内容：**

○中沢化学物質管理課課長補佐　　ただいまから第3回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会及び平成27年度第1回化学物質審議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、経済産業省化学物質管理課の中沢と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は2部構成として、化学物質政策小委員会を開催し、休憩を挟みまして化学物質審議会を開催したいと考えております。

小委員会、審議会ともに委員の過半数に出席いただいております、定足数を満たしております。

開催に先立ちまして、事務局を代表して経済産業省製造産業局審議官の福島より挨拶申し上げます。

○福島製造産業局審議官　　製造産業局審議官の福島と申します。よろしくお願ひします。

化学物質審議会と化学物質政策小委員会ですけれども、私も7年前に担当をしておりましたので、今日お集まりの皆様半分ぐらいはお会いをしたことがある方ですので、そういった意味では久しぶりに担当をさせていただきます。

今年に入っての業況ですけれども、最初に北朝鮮の問題ですとか中東での争いですとか、そういった中で原油が下がったり、また株価が下がったり、そういった意味では日本経済の状況も若干不透明ではありますが、私が1月に賀詞交換会というところに幾つか参加させていただきますと、特に化学の関係は、皆さん業況が現時点ではいいというお話を聞いております。これも、化学物質に関するイノベーションが進んで、世界の中でも先端の製品を供給できているということと、一方で、化学物質は人体また生態系に影響を与

える物質でもありますので、そういったコントロールもきちんと日本の企業は行っているがゆえに、新興国に大きく抜かれることもなくこういった成長が進んでいるのではないかとこのように思っております。

化学物質に関しましては、経済産業省に加えて環境省、厚生労働省もそれぞれの所掌にかかわりながら政策を進めてきておりますので、こういった政府の中での一体感といえますか、そういったものは継続して行ってまいりたいと思っております。

世界全体でWSSDの2010年目標というのがありますので、政府、産業界、NPOの方々も含めて、化学物質に対する影響を最小化していくという、ゴールというか途中の目標に向かって皆さんの知恵を絞っているところですので、本日は化学物質政策小委員会と化学物質審議会があわせて開催されますので、最近の経済産業省の政策についてご紹介をさせていただくとともに、ぜひ皆様方のそれぞれのお立場から、これから我々がどうしていくべきなのかという点についても有益なご意見をぜひ聞かせていただけたらと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　これより小委員会に入ります。

当小委員会では、化学物質管理の制度設計など化学物質管理政策のあり方について検討を行っております。まず、当小委員会の委員をご紹介します。資料に委員名簿がございますので、そちらもご参照ください。なお、本日は化学物質審議会のみ委員の方もオブザーバーとして出席していただいております、あわせてご紹介いたします。お名前を読み上げます。

まず、林委員長です。

○林委員長　　林です。よろしくお願いいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　オブザーバーの浅野様です。

○浅野化学物質審議会委員　　浅野です。よろしくお願いいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　有田委員です。

○有田委員　　有田です。よろしくお願いいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　大石委員です。

○大石委員　　大石です。よろしくお願いいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　オブザーバーの織様です。

○織化学物質審議会委員　　織です。よろしくお願いいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　栗原委員です。

- 栗原委員 栗原と申します。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 崎田委員です。
  - 崎田委員 崎田です。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 小林委員の代理の庄野様です。
  - 小林委員（庄野代理） 庄野でございます。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 オブザーバーの辰巳様です。
  - 辰巳化学物質審議会委員 辰巳と申します。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 東海委員です。
  - 東海委員 東海です。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 東嶋委員です。
  - 東嶋委員 東嶋です。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 中村委員です。
  - 中村委員 中村と申します。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 飛原委員です。
  - 飛原委員 飛原です。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 境委員の代理の堀米様です。
  - 境委員（堀米代理） 堀米です。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 本田委員です。
  - 本田委員 本田です。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 オブザーバーの吉田様です。
  - 吉田化学物質審議会委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。
  - 中沢化学物質管理課課長補佐 続いて、資料の確認をお願いします。皆様におかれてはウェブでござらんいただいていると思いますけれども、議事次第、小委員会の概要、委員名簿、資料1、資料2-1から資料2-4、参考資料でございます。
- また、当小委員会では、簡単な議事概要及び詳細なご発言を記載した議事録を作成し、後日、公表する予定にしております。議事録案は、後日、事務局から委員の皆様にご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、ここからの進行を林委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- 林委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事に入りたいと思います。本日の議題は、「化学物質管理政策の最近の状況について」ということでございます。

まず、事務局のほうから資料1、資料2-1から2-4、参考資料について、通してご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山内化学物質管理課長　よろしくお願ひいたします。化学物質管理課長の山内でございます。

それでは、資料1からご説明をさせていただければというふうに思います。

資料1、「化学物質管理に係る現状認識」ということで、先ほど福島のご挨拶の中でも触れさせていただいておりますけれども、我々、化学という大変重要な産業分野に携わっているという観点で、この化学物質管理というものに対してどのように考えているかというところからご紹介をしたいと思います。

いうまでもなく世界が直面しておりますのは、化学物質というものの管理をきちんとやっていくということございまして、それもリスクベースの管理ということの方向へ大きくかじが切られているところであります。そういった中で、リスクが低いことを証明しなければ上市が不可能というような制度も世界の中で取り入れられているところもございまして、こういったリスクをきちんと管理しながらビジネスをやっていくということが一番求められているのではないかなと思っています。

そういった中で、どのようにしてビジネスとしてのリスクをとって行くのか、ないしは、そのリスクをとるために必要なコストをどのように減らしていくのかということでご覧になりたいと思っています。そういった意味では、規制をさせていただいておりますけれども、この規制についても合理的な方向を目指すということだと思っておりますし、その規制を満たすためにビジネスの方々が取り組まれるところ、これを応援していきたいという考え方で取り組んでいます。

その一つの方向性としては、国際的な制度のハーモナイゼーション。特に我が国の化学産業が、アジアを中心として広く世界に展開をしているという中で、日本の産業界、我々政府等の取り組み、これが国際標準になるような形で広めていきたいというふうに思っておりますし、他方、我々がトップランナーというところを切っていると自負をしております。フロン排出抑制、こういったところでも世界をリードして行って、我が国の産業界の力を十分に発揮していただくという考え方でございます。

以上が全体的な考え方でございまして、続きまして資料 2-1 に移らせていただいて、我々が今運用させていただいております化学物質管理に関する法律についての状況について、ざっとご紹介をしようと思います。

スライドの 1 でございます。ここにごございます 6 つの法律の運用、これは我々が最低限やらないといけないと思っているところでございます。それを 1 つずつ簡単にご紹介いたしますと、まず化審法について、スライドの 2 ページ目でございます。化審法は、基本的には上市前の事前審査を行うことからスタートした法律でございまして、その後複数回の法改正を経ることによりまして、継続的な管理というところにまでそのウイングを広めているというところでございます。

スライドの 3 ページ目に移りまして、最近の化審法の動きということでございますけれども、これは前回平成 21 年、その前平成 15 年、法律の改正をしております、その大きな流れは、ハザードベースに加えてリスクベースの評価管理という考え方を取り入れていることでございます。特に平成 21 年の改正におきましては、化学物質の有害性、ハザード、これのみに着目した規制体系から、人及び動植物へどれだけ影響を与える可能性があるか。こういった環境に排出される化学物質の量、暴露量というものを加味して、リスクベースでの評価体系というものを構築しております。

こういったリスクベースの評価をすることによって、有害性情報が不足している化学物質について詳細な評価対象とすることが可能となるということもございまして、逆に有害性が低い化学物質についても、暴露量が多くなることによって管理対象とすることも可能となるということだと思っています。その結果、取り扱い、使用方法、こういったものを通じて暴露量を制御・管理をすることによってリスクを少なくしていく、こういう利点があるものと考えています。

その平成 21 年の法改正の大きな 1 つの項目につきましてご紹介をしたいと思います。スライドの 4 枚目でございます。平成 23 年度以降、一般化学物質、基本的には既存の化学物質についてのスクリーニング評価というものを実施してきております。実際、下の絵にありますように、一般化学物質が約 1 万 2,000 物質ございますけれども、それをスクリーニング評価ということで簡単なリスク評価を行うことによりまして、現在、優先評価化学物質として 177 の物質がございます。これを現在、実際には化学物質審議会の安全対策部会にお願いをしまして、詳細なリスク評価というところに取り組んできているところで

ございます。化審法、次に出てまいります化管法につきましては、化学物質審議会でもう少し細かく数字その他についてご紹介をしたいと思います。

続きまして、スライドの5でございますけれども、先ほどのビジネスのコストをどれだけ減らしていくことができるのかという観点での取り組みでありますけれども、化審法におきます審査制度の合理化というところについても、取り組みをさせていただいているところでございます。この中では、具体的にはQ S A R（構造活性相関）という新たな技術的な手法を用いること、それから新たな濃縮度試験の化審法での利用方針を公表するなど、審査に用いますデータ、手法について不断の見直しということをさせていただいているとともに、先ほどのリスクというものに軸足を移してきているというところの中で、少量中間物の確認制度ということで1社1トンの届出について、中間物であるという場合には、書類の量を極小化させていただいて確認をさせていただいているところでございます。こういったリスクの大きさと手続の合理化というところのバランスを引き続き検証していきたいというふうに考えています。

続きまして、スライドの6ページであります。第一種特定化学物質、これは製造・輸入・使用が基本的には禁止というカテゴリーでありますけれども、こういったところについて化審法では、これまで昭和48年に制定をしてから、P C Bその他の物質を指定してきております。そういった中で、ストックホルム条約という化審法のような化学物質管理、化学物質審査の国際的な枠組み、こういった中で新たに製造・使用等を制限しようという合意ができましたものにつきましては、引き続き化審法の第一種特定化学物質として位置づけて制限をするということをさせていただいているところでございます。

この化審法につきましては、スライドの7ページ目でございますけれども、平成21年に法改正をして、今年の4月1日をもちまして、ちょうど施行してから5年後という時期を迎えます。この法律の付則に、施行後5年で施行状況の検討を行うということが定められておりますので、現在、化審法施行状況検討会というものを設置いたしまして、厚生労働省、環境省とともに検討をしているところでございます。

続きまして、化管法、2つ目の法律の今の状況のご説明でございます。スライドの8ページ目でございますけれども、化管法は、基本的にはP R T Rという排出量・移動量の届出の制度、それとS D Sという安全データシートの情報伝達という2つの制度を規定している法律でございます。

前者のP R T Rにつきましては、9枚目のスライドでございますけれども、これはP R T R対象物質の全ての排出量・移動量の合計、これの経年の推移を示したグラフでございます。これをみますと、平成21年から平成22年に少し量がふえておりますけれども、ここは平成22年に物質の見直しということで対象物質の追加をしておりますので、その影響だと思われまます。その後、22年から23年に少しふえております。それから先、24、25と減っているというところでございまして、これは恐らくは平成22年度のところで若干景気、リーマンショックの影響があつて製造量が減ったというところで、平成23年若干ふえましたがけれども、その後、24、25と減ってきているという状況でございます。

化管法のそもそもの目的は、この排出・移動量の届出を公表することによって、事業者の皆さんの管理がより徹底されていくということを意図してつくられた制度でございますので、そういった意味では、この制度の趣旨が体现できているのかなというふうにみてとれるのではないかと思います。

続きまして、スライドの10枚目でありますけれども、これはSDSとの関連でございまして、SDSについて国際的な国連での取り組み、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）というものの活動が進んでおります。このGHSという方法を用いて、SDS制度についても理解、定着をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の法律、化学兵器禁止法について、11枚目のスライドでございます。これは1997年に発効しました化学兵器禁止条約の柱の一つであります産業検証制度、その国内実施法という位置づけでございます。年間大体10件から15件ぐらい、条約事務局（OPCW）から査察に来ます。これに対応して、しっかり管理というものがなされているという状況を引き続き維持をしているというところでございます。

続きまして、フロンに関する法律2つでございます。具体的には、この産構審の下のフロン類等対策WGでご検討いただいて、検証作業についてもお願いをしているところでございます。

12枚目のスライドがオゾン層保護法、これは基本的には特定フロンでございまして、平成32年（2020年）に全廃ということが条約で決まっておりますので、それに向けて段階的に生産基準値、いわゆる全国での生産枠を減らし、かつ生産の実績というのをその枠の中で確実に減らしていくことを進めております。現在が2016年ですのであと4年という状況になっておりますので、引き続きしっかりこの枠組みを運用していきたいと思っております。

もう一つ、代替フロンを取り組みがスライドの 13 枚目でございます。平成 25 年に法律を改正いたしまして、それまではフロン回収・破壊法という形で、代替フロンを最後排出するのではなくて、廃棄をする場合には、回収をして破壊をするということを義務づけた法律のシステムをつくっておりましたけれども、その中で、運用していくところで判明した一つのことを、使用段階で漏えいをしているという量が一定程度あるということでありましたので、この使用段階における漏えいをどう減らしていくのか。そういった意味では、温室効果の低いガスに代替をしていくということをするれば、より対策が徹底できるということでありまして、左上のフロンメーカー、それからエアコン等の製品メーカー、こういったところについて、それぞれ目標もしくは計画を立て対応いただくという枠組みをつくった法律でございます。

これを昨年の 4 月 1 日から施行をして、今ようやくおよそ 10 カ月経過したところでございますけれども、この 10 カ月の間に取り組みをした 2 つの点について、最後ご紹介をしたいと思います。

14 ページ目でありますけれども、これがフロンガスメーカーについてでございます。使用合理化計画を出していただいています。この下のほうにありますのが、産構審のフロン類等対策WGで立てていただいた目標値でございます。各社の使用合理化計画をつくっていただいた結果、確実に 2020 年の目標の中には入っているという確認まではできたところでございます。あとは、この計画に従って、フロン類の製造メーカーに計画をしっかりと進めていっていただくという段階に来ていると思っています。

15 ページ目が、指定製品、フロンを使った製品のほうの目標でございます。いわゆる省エネルギー法と同じトップランナー基準というような考え方を採用しております、それぞれ指定製品の区分ごとに、目標年度、環境影響度の目標値というものを定めています。これが確実に達成できるようにということを引き続きみていきたいというふうに考えています。

駆け足ですけれども、6 つ目の法律につきまして、資料 2-2 でご紹介をいたします。

スライド番号の 1 番目のところに水俣条約というのがございますけれども、これは 2015 年 10 月に熊本県の水俣で採択、署名が行われた条約でございます。水銀の使用量、水銀の環境への排出をできるだけ抑えていこうということを目的にした条約でございます、ここに書いてありますように、50 番目の国が締結した日から 90 日後に発効ということでございまして、現在 22 の国が締結をしています。ちょうど今日の朝の閣議で、我が国も

この受諾をするということを閣議決定していただきましたので、近日中に日本もこの条約を締結するということになるかというふうに思っています。

スライドの2ページ目のところでございます。実際、水俣条約の構成でありますけれども、これは掘るところから使うところ、大気への排出、水への排出、廃棄物というところのライフサイクル全般について管理をしっかりしていこうという条約でございます。基本的には、我が国の産業界初めこの条約で求められているような措置は、既に達成をしているものがほとんどでございます。他方、条約の批准をするためには、法的な担保というのが求められるということもあり、一昨年から制度構築WGで環境省さんと一緒に検討させていただいて法案をつくり、昨年の通常国会におきまして法案を成立させていただいています。必要な政省令についても昨年中に公布をしております、あとは計画どおりにきちんと実施をしていくということだと思っています。

続きまして、資料2-3でございます。chemSHERPAという、製品含有化学物質の新しい情報伝達スキームでございます。これはサプライチェーンを通じた情報伝達ということで、特に最終製品にどのような化学物質が入っているのか、それをもとに規制をするような動きも国際的にはございますので、それに対する法律というよりは、むしろできるだけ効率的にこの情報伝達ができるようにということで、我々と産業界とで協力をしながらつくってきている世界であります。

スライドの3ページ目でございますように、情報伝達のスキームというのはいろいろな方式が乱立をしております。その中でも、JAMPというものとJGPSSIという家電、電気電子のところについて並立をしていた情報伝達のスキーム、フォーマットを1つに合わせることによって、今年4月から新しいchemSHERPAというやり方で情報を伝達することに方式を切りかえるということで、関係者の合意が得られているところであります。今後はこれを、業種を広げる、国際的にも使えるようなものにしていくということに取り組んでいきたいと考えています。

長くなりましたが、最後、資料2-4であります。冒頭にも申し上げました国際的な化学物質の管理、これに我々の知見ないしは経験をどう活用していくのか。逆にいうと、我々と同じような考え方の土俵に立った化学物質管理というものにぜひ取り組んでいただきたいという気持ちも込めて国際協力ということを進めています。

スライドの1枚目、アジア地域に我が国の化学産業のサプライチェーンが伸びているという状況で、アジアの国におきまして化学物質管理制度というのは、スライドの2ページ

目にありますように、いろいろな国で導入をされていたり、導入をしようとしていたりという状況であります。

他方、その運用が不透明であったり、運用が不完全であったりというご指摘をよくいただくところでありますので、我々、これらの国々に我々の得てきた経験、知見を使って協力をして、円滑な化学物質管理をアジアにも広げていきたいというふうに考えています。

その具体的な成果として、ここで1つだけご紹介をいたします。スライドの5ページ目のところに「ASEAN-Japan Chemical Safety Database」というものがございます。これはASEANの各国と我が国の化学物質に対する規制について、化学物質ごとに1つのデータベースにそろえたというものであります。

具体的には、スライドの6ページ目にその画面を映しておりますけれども、こういった形で、ある1つの化学物質がどの国ではどのような規制の対象になっているのか、こういったことがすぐわかります。もう少し政府が活用するというのを考えたときには、何らかの規制の対象とするときにどういう物質を対象とするのがいいのかということの検討の参考にもなろうというふうに考えています。

以上、駆け足でございましたけれども、我々の取り組みについてご説明を差し上げました。以上でございます。

○林委員長　　どうもありがとうございました。

まず、今の事務局からのご説明に対して、何かご質問ありますでしょうか。——特にご質問がないようでしたら、本日は、ここで何かを決めるというような会議ではございませんので、いろいろとご意見を述べていただければというふうに思います。

どうぞ。

○辰巳化学物質審議会委員　　ありがとうございます。一言だけなのですが、資料2-1の10ページのところと、2-3の2ページに関してなのですが、要は消費者のところまで情報が伝達されるというふうなイメージがこの中からは読み取れなかったのですが、そのあたりはどのようにお考えですかということだけです。

以上です。

○林委員長　　事務局、いかがですか。

○山内化学物質管理課長　　制度のご紹介ということでございましたので、今、化管法に基づいて何をやっているかというご紹介ですので、こういった形に、資料2-1にさせていただきます。

それから、資料 2-3 のところにつきましては、これはいわゆる B to B できちんと渡すというところのシステムがまず第一だろうなというふうに思っておりますので、それできえ苦しんでいるというところについて、どこまでできているのかということだと思っております。消費者についてどのような情報をお渡しすることが必要なのかということについては、物質名を伝達することがいいのか、いわゆる GHS の形で伝達するのがいいのか、そういったところについて引き続き検討をしていきたいと思っております。

○辰巳化学物質審議会委員 一言でいいので、例えば GHS のところなども、今後そういうふうに広げていくというふうなイメージがわかればいいなと思います。とりあえずやっておられるのは事業者に対してだけのようにみえますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 ちょっと今の点に関してなのですけれども、化審法などでも確かにハザードベースからリスクベースに大きくかじを切って、今それが順調に動き出しているというふうに理解しているのですけれども、その中でもリスクのアセスメントとマネジメントというのは体系の中で行われているのですけれども、リスクコミュニケーションの部分というのはなかなかまだ難しいところがあるのかなというふうに理解はしております。今日の委員の中にもジャーナリストの方がたくさんおられますので、その辺のリスクコミュニケーションというような面からも何かご意見を賜ればいいかなというふうに考えております。

今以外でももちろん結構ですので、何かご発言ございませんでしょうか。

○有田委員 資料 2-1 の 9 ページ、P R T R 制度のことです。排出量の数がふえ、その後にもまた下がってきているというのはわかるのですが、今後の見直しの状況などがあれば教えていただきたいと思っております。

○奥村化学物質リスク評価企画官 化管法の見直しは、次回は平成 30 年度に見直しを行う予定にしております。そのための準備として、まずは物質の選定の見直しなどに着手してまいりたいと思っております。

○林委員長 よろしいですか。——そのほかに。

どうぞ、堀米様。

○境委員(堀米代理) 先ほど話題になった化学物質のリスク情報の伝達のスキームで、今回 chemSHERPA のお話が出ていると思うのですけれども、産業界にとっても消費者にとっても、かなり重要なアイテムだと私は思います。きちんとした化学物質の情報を、統一されたフォーマットできちんと川上から川中、川下、一般消費者の直前まできちんとお

届けする、その枠組みをつくるということは、リスク管理の上で非常に重要だと思いますし、また一方で、ビジネスサイドにも非常にこれは効率化につながる。いろいろなところからいろいろなフォーマットのご要望をいただくと、その対処に非常に困る、あるいはそこで齟齬が起きる、そういったことが起きてくると思いますので、こういった動きはぜひ推進していただいて、特に現在 JAMP と JGPSSI、その2つと一緒に、というふうな動きがあるかと思うのですけれども、将来的には、できたら自動車とかいろいろなところの部門がこれに参画していただいて、日本の化学物質の管理が統一的にできる、そういったふうになっていただければと思いますので、ぜひ国のほうとしても推進していただければというふうに思います。

○林委員長　ありがとうございます。

　　崎田委員。

○崎田委員　ありがとうございます。今日のご説明、非常に多岐にわたる分野ですので、統一的なところとして、先ほど委員長がリスコミとかコミュニケーションの部分で何かというお話があって、私もその部分でちょっと発言させていただきたいなと思います。

　　環境学習とかリスクコミュニケーションとか、そういうのをやっている人間なのですけれども、そういうときに、きちんとした情報を出していただけることで、消費者が消費選択とか、使用する、廃棄するところを丁寧にやることで社会のリスクが削減されるというようなことも非常に大事になってきますので、いろいろな情報伝達のスキームがありますが、せめて B to B のところはしっかりと情報を伝達していただき、それが B to C のところにも今後きちんと広がっていくような制度の組み立てをしていっていただきたいなというふうに心から願っています。

　　1つ質問させていただきたいのですが、chemSHERPA、こういう新しい取り組みというのは、事業者さんがいわゆる B to B の中で全部きちんと共有できるようにという動きがあるのは大変いいことなのですが、これは今、大きな事業者さんはこういう取り組みが始まって、あと川中、川下の事業者さんにはこれからという理解でよろしいのでしょうか。その辺の状況を教えていただければと思います。

○山内化学物質管理課長　ありがとうございます。この chemSHERPA というのは、もともとは 10 年以上ぐらい前だと思いますけれども、情報伝達をしないといけないという多分一番大きな起点は、EU で R o H S 規制が入ったあの辺だと思いますけれども、そこからやってきています。ただ残念なことに、フォーマットがそろわないうちに、みんな

情報を川上に向かって集めていったということで大変混乱をしました。逆にいうと、川中の事業者さんたちが、先ほど堀米さんからもお話がありましたけれども、その対応だけで大変な思いをしたということでありまして、どういうフォーマットで聞いていこうかというのをできるだけ合わそうという動きであったというふうに理解をしています。

その中で幾つかのグループができてきたということでもありますので、今回、電気電子が多分中心ですけれども、その後、グループが1つになると、そこによやくたどり着いたということをごさいまして、多分川下のほうが大きいメーカーが多いのだらうと思いますけれども、その人たちが情報をもろうとき、ないしは川上から情報を流すときに、このフォーマットに入れて送るということが徹底できれば、川中の方々が少し楽になるのではないのかなと考えています。逆にいうと、そういうことによって含有情報についても質が高くなっていくのかなというふうに考えています。

○中沢化学物質管理課長補佐 いただいたスケジュールについては、今の資料2-3の9ページのところにあるのですけれども、この前の10月に——真ん中ぐらいに「化学品ツール」とか「成形品ツール」と書いてあるところがあると思うのですけれども、正式版のリリースということで、要は情報伝達のフォーマットをこういう形でやりますというのを公表しました。このchemSHERPAのツールの開発というのは当省の委託事業でやっているのですけれども、10月にフォーマットをリリースしまして、一応伝達するインフラは整ったというふうに思っております。この4月から、上のほうに「正式な体制での運営」とありますけれども、今JAMPさんがこのchemSHERPAの運営組織になるという前提で準備作業を行っております。

先ほどありましたけれども、基本的にこの情報伝達というのは、川下の考え方が非常に大きくて、川中、川上に対して情報を下さいということで、それが今までばらばらだったのを統一にしようということなのですけれども、川下の意見が大きいということで、今当省で川下の企業の方々と一緒に話し合っ、chemSHERPAで情報を流した場合にどの段階で受け取っていただくのかというのを話し合っているところです。というのは、企業間で時期がばらばらになってしまいますと、サプライチェーンで混乱を来すので、そこはなるべく整えるような形にして、その時期はまだ未定なのですけれども、4月以降のなるべく早いタイミングでchemSHERPAで情報を流して、それが伝達できるようにということは今考えております。

○林委員長 よろしいでしょうか。

では、次、織委員。

○織化学物質審議会委員　ありがとうございます。情報伝達と少し離れてしまうかもしれないのですが、リスクコミュニケーション、広い意味では消費者だけではなくて、企業の中で特に中小企業にどうやってこの制度に入っていくかというのはすごく重要だと思うのです。私、今気になっているのが、化審法の中での届出がまだ紙ベースが非常に多いということなのですね。P R T Rデータに関しては電子データのほうにかなり移行しているのですが、データがあって、平成 26 年度の時点で化審法の製造量の届出が、一般化学物質については 36%がまだ紙ベース、優先評価化学物質については 44%が紙ベースということになっておりますので、これをなるべく早く電子ベースに移行してもらうように、政府としてもバックアップをしていながらやっていくということがすごく必要なのではないかと。

中小企業でいえば、P R T Rのほうは絶対に多いと思うのですが、あちらのほうは電子ベースに移行がうまく進んでいるので、何で化審法のほうはこんなに滞っているのかなというのが率直な疑問なところでありますし、実務上も紙ベースは非常にエラーも出やすいし、また手間暇も出てくるので、そこのところを少し何とかするというのが現実的には必要なことなのではないのかなというのが1点です。

もう一点は、P R T R絡みでいうと、前々から話をしているのですが、化審法とP R T R法をどうやって総合的に運用していくのかというのは、リスク評価を考えていく上では、P R T Rデータをどう使っていくのかというのが重要になってくると思うのですが、そこでネックになっているのが、物質単位の考え方がP R T Rと化審法で統一されていないということで、現実に使用する面で問題になっているのは、同じ物質であるということの考え方の基本的なところというのは早急に整理をし、T S C Aのような、あるいはREACHのようなガイドラインといったものをつくる必要があるのではないかなというのが、ここ数年思っているところです。

○飛騨化学物質安全室長　最初のご質問の紙ベースでの届出が多いという件なのですが、私どもといたしましても、なるべく電子化してほしいというお願いをしております。今ちょうどアンケート調査をやっております、そもそも電子システムがあるということを認識されているかどうかということも調査しているのですが、ほとんどの企業の方は、そういうシステムがあるというのをわかった上であえて使わないという回答をいただいております。1つは、I Tシステム上のセキュリティーの問題

ですとか、あるいは自社のシステムとの統合性が悪いとかいう問題。あとは社内決裁の事務的な問題等々があって、システムがあることはわかっているけれどもあえて使わないという企業が残っているという状況でございます。そこについては、どうしたら改善が進むのかということについてさらに深く調査をしているところでございます。

○林委員長　　よろしいですか。

○奥村化学物質リスク評価企画官　　P R T Rのデータを化審法のリスク評価にどう使うかということについては、物質単位の考え方に一部違いはあるのですけれども、化審法のリスク評価Ⅱ以降でP R T Rのデータを使えるところは今使っているところでございます。

○林委員長　　ありがとうございました。

どうぞ。

○大石委員　　ありがとうございます。今の話とはちょっと違うのですけれども、消費者への情報提供というところで1つ気になっていることがありますので、お話しさせていただきます。

資料2-1の13ページになりますけれども、「フロン排出抑制法に係る状況」というところで、この中でユーザーのところ、「業務用冷凍空調機器等のユーザーに対して」ということで掲載されておりますが、今のところ家庭用のユーザーに対する規制というのは何もないわけです。家電リサイクル法の中でもこのような家庭用ユーザーに対して規定はないわけで、結局今、家庭用の冷凍機器といいますかエアコンは、どこからも管理されない状況にあります。ですので、法的に抜け穴のないよう管理するというのも一つ必要でしょうし、あとは事業者の皆様、製品をつくっておられて消費者に提供する事業者のほうから、こういう冷媒の管理についてはきちんと行うように、変なところに出さないようにというようなことも同時に行っていかなければ、なかなかこの法律というのは守り切れないのではないかなと思っています。そういう意味で、法整備とともに消費者への事業者からの情報提供並びに法整備というのがすごく必要ではないかなと思うのですけれども、意見です。

○米野オゾン層保護等推進室長　　ありがとうございます。まず、フロン排出抑制法の中では、確かに管理に関していえば、おっしゃられますように、業務用のみがみだりに排出してはならないというようなことになっております。ただ、いわゆる指定製品として、家庭用のエアコンも、先ほどありましたように製品として2018年までにGWPを下げている

くといった中で、どういう冷媒が使われているか、あるいはJ I Sのフロンラベル制度をつくっていただきまして、どれだけ環境目標を達成しているか、SですかAAAといったようなもので、中にどういったものが入っているといったようなことは、できるだけ消費者さんに選んでいただけるようにというふうになっております。

ただ、管理のところは、今おっしゃられましたように家電リサイクル法では、要するにリサイクルするといったようなところでの担保を行う等、一応フロン排出抑制法とは区分されておりますけれども、我々として家電リサイクル法のほうとも連携をとりながら、あるいは業界のほうには、せつかくラベルで表示するようなところの中で、さらに踏み込んだことができるのかというようなことは、業界とも相談していきながらやっていく必要があるかなというふうには思っております。

○林委員長　　どうもありがとうございました。

崎田委員。

○崎田委員　　ありがとうございます。最初札を立てたのはP R T Rのことなのですが、今のフロンのことを1つだけ発言させていただきたいのですが、去年の4月に、事業者さんにとっては大変厳しいけれども、しっかりとした法整備が進んだというふうに思っているのですが、そのころ小売店の方と何かと意見交換をすると、大変厳しいけれども、しっかりやっぺいかなきゃいけないけれども、社会の関心が大変低くてなかなかつらいなというような意見を結構たくさん去年は伺ったのですね。いろいろなところでお話しするようにしてはきたのですが、社会全体の意識喚起とかそういうようなことに関して、特にどういふふうにお考えなのかを一言伺えればうれしいなというふうに思いました。

あと、私が最初札を上げたのは、この後の審議会のほうでもう一度P R T Rのデータが出てくるので、そこで発言しようかと思っていたのですが、先ほど化審法などにもデータが使われているのでというようなお答えがあって、ここで一言質問しておこうかなと思ったのですが、化審法は見直しに向けて今課題整理が始まっているわけですし、化管法は平成30年に向けてということで、そろそろそういうことに対してのデータをきちんと整備するというのが大事な時期に来ているというふうに思っています。

P R T Rデータを拝見すると徐々に減ってきているので、非常に事業者さんの関心が高まって管理がしっかりしているというふうに捉えて拝見はしているのですが、現実に事業者さんがどういふふう推計方法をとって、そのデータがどのくらいの精度できちん行われているのかみたいな、ある程度のきちんとした見直しに向けたデータ整備とい

うのも必要になってくる時期かなというふうに思っておりまして、その辺のことも様子を伺えればありがたいなというふうに思いました。よろしくをお願いします。

○米野オゾン層保護等推進室長　それでは、フロン抑制法はどのようにPRしているかということでございます。先ほども説明がありましたように、今年度といいますか、去年の4月から施行という形で、それ以前からも事業者向け、主に管理者になります方、あるいは管理者の機器を整備される方向けに、大きく分けますと2つのコースを分けまして、法律の内容について研修会、広報をやるとか、一般紙にもフロン法が制定されましたといったようなことを書かせていただきまして、ご理解をいただくようにというふうに努めております。

また、この丸一年で、管理者の方につきましては、今までの記録である一定以上、1,000GWP トン以上という閾値がございますけど、それを超える方については漏えい量をご報告いただくということになっています。今それのための報告支援システムをつくっておりますので、そういったシステムの皆様へのPRですとか、あるいは4月以降報告になりますので、そのときにもまたこういった制度、特に漏えいの報告をしていただくというようなことをPRするというので、そういったいろいろな時期をみてPRに努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○奥村化学物質リスク評価企画官　PRTRのデータの算出についてですけれども、これは省令で算出の方法が定められております。次の見直し的时候は、この算出の実態も踏まえながら、見直していければというふうに考えております。

○林委員長　よろしいですか。

○崎田委員　ありがとうございます。見直しなどのそういう状況が始まったときには、そういうデータ、ぜひそろえていただきたいというふうに思います。先ほどの資料にも、事業者さんの取り組みが進んできているということもありましたので、具体的にどんな取り組みが進んでこういうふうな効果が出ているのかとか、少しそういうのも、先進的な動きとか状況もしっかりとみせていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

前の見直し的时候の直後に、いろいろ事業者さんを交えてリスコミとか、かなり参加をしたプロジェクトがあるのですけれども、なかなか難しかった——難しいというか、現実にはそういう事業者さんと地域がお話ししながらリスク削減に向けて努力するという場をつくるのは実は大変でした。いろいろな取り組みが進んでいるのであれば、ちゃんと共有するということが大事だというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○林委員長 東海委員。

○東海委員 ありがとうございます。大変わかりやすい説明、ありがとうございました。手短かに、意見を述べたく存じます。今後のこういう化学物質管理を担っていく人材が大事な点であるということに関し、2点あります。

1点目は、リスクを評価する問題それ自体が、ある意味、当初想定していた場合よりもっと進化していくような場面というものが、既存物質の点検を含めて今後新しい物質なり新しい製品が世の中に供給されるに応じて出てくるのではなかろうかという視点に立った場合、そういった問題に対して、化学物質管理政策実務を支援するというスタンスで、研究という立場から支援ができる人材、集団というものは、常にある一定の規模、必要ではなかろうかということが1点目になります。

2点目は、例えば、先ほどのような化審法におけるリスク評価の実務の加速化ですとか、あるいは川上から川下に向けての情報伝達というものが、(情報)インフラが整ってリスクにかかわる情報が広く普及すればするほど、そのデータをいかに読み解くかという、そういう能力をもった人たちもまた当然要求されると思うのです。そうすると、そういう人材を産業界でいかに——産業界だけではないですけども、実社会の中でそのキャパシティをビルディングをしていくかということが、長い目で見たときに、このリスクを管理しながら化学品をうまく使いこなすという意味では大事な課題なのではないかというふうに感じておりました。

化学物質を扱う化学産業といいますのは、ある意味でサプライチェーンの最上流に位置するところでもありますから、ここの産業がリスクを管理しながらビジネスを行っているという、この一つのビジネスモデルが川中あるいは川下産業に伝達していけば、産業界に対し、それが一種の予防的な取り組み、あるいはリスクベースでビジネスを先んじて行っていることにつながり、そういう意味でトップランナーという立場が貫けるのではないかという趣旨にまとめられると感じた次第です。

以上です。

○林委員長 どうもありがとうございました。

何か事務局のほうから、今の点に関して。

では、有田委員。

○有田委員 フロンのことと chemSHERPA のこととリスクコミュニケーションのこと、3つあったのですが、フロンのことはお話しいただいたので、あとは回収率のことなどを

以前から、4割以内で回収率がずっとこの数年全く変わってないという、それに関してはというふうな意見ももっていたのですが、それはそれでも結構です。

あとは、資料2-3の chemSHERPA、よく庄野さんがすごく素晴らしい発音でおっしゃっていたので、名前については知っていたのですが、内容については今回初めて知りました。具体的にこういうことで動いてきたのかなというふうに。普及活動の中でいえば、化管法ときは、非常に消費者も関心をもつべきだということで、いろいろナリスクコミュニケーションの場で、自分たちも学習会を開催したりして動いてきました。ただ、一度定着してしまうと、なかなか開催するというにはならないので、新しい動きがあったり取引量、要するにそういうものが少し変われば、こういうふうに化管法というかP R T R法が変わりましたよとかいうような動きはできるのですが、化学物質が少しふえたぐらいでは、もう動きがわかっているの少し関心は低くなってきているという感じですが。全くそれとは違うのですが、この新しい chemSHERPA について消費者が知らなくてもいいというよりも、やはり知っているほうが、こういうふうに全体で——要するに、中間物とかいろいろなことが行われているのだなというのがわかると思うのですね。

今年について周知活動、普及活動ということで、これは事業者、行政、そういうところだけに向けてというふうに思われているのでしょうか。マスコミであれば、雑誌も含めてですけど、消費者も読む機会があるかもしれません。専門誌だとなかなか読まないの、それはどういうふうに今後考えていらっしゃるのかということをお教えいただければと思います。

○中沢化学物質管理課課長補佐 chemSHERPA は、先ほど申し上げておけばよかったのですが、基本的には今まだB to Bの話でございまして、川下の企業が、自分が物を売っていく上でリスクの管理がちゃんとできるようにということで、川上から川下まで成分の情報を伝達しようというスキームですので、そこで得られる情報を消費者の方々にどう伝達するかというのはとりあえず今後の課題かなということで、まずはB to Bということです。

○有田委員 それとは別にコミュニケーションの中身ってあると思うのです。化管法ときも申し上げたのですが、具体的なことは、要するに成分などは余り詳しくわからなくても、そういう動きがあるのだということを知らせていくことも重要ですということをお知らせたいです。ちょっと発言の時間が短いときにぱつという、何となく違った回答が返ってくるのですね。そういうつもりではなかったのだということがよくあって、具

体的な詳しい中身というのではなくて、何かそういうお知らせする機会があれば、リスクコミュニケーションというのではないのですが、その手前のコミュニケーションとしては重要だというふうにいつも思います。

○中沢化学物質管理課課長補佐 今後、普及という意味では、まず幅広くサプライチェーンの中で使っていただきたいというふうに思っていますので、そういう意味ではいろいろな媒体とかを通じて、まず皆さん、特に事業者の方々含めて使っていただきたいので知っていただきたいという話と、あとは、どれぐらいのツールがあるのかわかりませんが、まさにそういう取り組みを皆さんにお知らせするという視点での広報というのですか、そこも留意しながら進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○林委員長 では、織委員。

○織化学物質審議会委員 要望なのですけれども、ちょっと話がずれてしまうのかもしれないのですが、資料2-1のほうの11ページの「化学兵器禁止法に係る状況」のところに関してなのですけれども、日本の活動はもっと市民の人に知らしめてもいいのではないかなという気がするのです。私たち化学物質という、やはり怖いものであるとか、事業者との関係でしか知らされていないのですけど、日本の技術は化学物質の製造が兵器に転用されているのを防いでいるところにきちっと使われているのだということをもっとアピールするというは、リスクコミュニケーションの観点でもすごく重要だと思うのです。どうしてこの資料の中に2013年ノーベル平和賞受賞したことが記載されていないのかというのもすごくわからないのです。

というのは、ノーベル平和賞受賞に対して日本の技術力が貢献して、なおかつ日本人も査察局長として活躍していたということはすごく重要だと思うのです。化学物質に対して平和利用というのは、ここ最近本当に重要になってきている中で、日本の化学業界あるいは技術が生かされているということは、ぜひもっと強くアピールしていただきたいところだし、こういうところではノーベル平和賞ってすごく重要なキーワードだと思うので、こういうのを入れるというのは、ある部分リスクコミュニケーションのポイントだと思うので、こういうセンスが重要なのではないかなというふうに思います。

○林委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○福島製造産業局審議官 いろいろお話をお伺いして、私も昔、化学兵器の法律とかも携わっていたのですけれども、リスクコミュニケーションというのは多分PRが圧倒的に

足りないというか、事業者に対する説明は多分やってきていると思うのですが、ホームページ等も含めて我々がやっている政策がどう消費者に結びつくのかというPRは、例えば事業者がどういう取り組みをした結果、かなり排出量を減らしたのかとか、そうだったのは昔やっていたような気もするので、仕事をふやすと怒られてしまうのですが、できる範囲内でそういうPRを一生懸命やったらいいかなと思っています。

もう一つ、PRTRと化審法の関係も、化審法をつくる時に他省庁に情報提供するという条文を一つ入れました。したがって、ここにある法律だけではなくて、労働安全衛生法もわかりですが、土壌汚染対策法もそうですけど、かなり化学物質に関する法律というのは日本の中ではたくさんあって、省庁間での情報伝達の悪さというか、情報提供をすることによってお互いに法執行が円滑にいくのではないかということで、そういう横の連携は昔に比べると格段によくなっているとは思いますが、さらにそういう横の連携を密にして、事業者に過度に負担をかけることなく、きちんと法律が執行できるような体制はさらにつくっていききたいなと思っています。

もう一つ、フロンに関していいますと、温暖化の議論がある中で、フロン回収・破壊法の回収率が圧倒的に低かったというのを何とかしたいということでトップランナー制度と、業務用については少なくとも管理をきちんとしていただくということで今回改正をしたということです。どうしても家庭用の家電等についてはかなり制約要因も多いながら、リサイクルも含めてどううまく皆さんにやっていただくのかというのは、先の課題というところとちょっとあれですが、継続して考えていく必要があると思っています。

いずれにしろ、ここに書いてある法律だけではなくて、地球温暖化の問題もあればリサイクルの問題もあれば、一般的な環境、公害といわれているものも含めて、密接に他法令も含めて関係をしてきていると思いますので、そういった他法令との整合性ですとか、化審法で限界がある場合には他省庁に必要な対策をお願いするとか、そういったことも含めて、今日聞いたご意見は反映をさせていきたいと思っています。

○林委員長　　どうもありがとうございました。

今かなりまとめに入りかけたのですが、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員　　申しわけありません。実はいろいろなご発言の中で、最後のほうの国際協力についてのご発言がなかったので、ちょっと一言と思いました。

今本当に急激な工業化で、化学物質を使っているいろいろな工業化するという本当に大事な時期に来ているアジアの国々が大変多いと思いますが、だからこそしっかりこういうふうに

協力し合っていたかどうかというのは大変重要だというふうに思っております。逆に、そういうふうに世界とアジアと連携するということを考えたときに、日本の中もどういうところをちゃんとしておくとなつたりやすいとか、いろいろなことがみえてくると思っていますので、そういうことをうまく活用していただければありがたいなというふうに思っています。

すごく簡単な話からいくと、先ほどご発言の中に、物質単位をどういうふうに見るかというようなお話。例えば名称とか、名称だけではなくてやり方とか、そういうのもきっと非常に大事になってくると思いますが、そういうのを表示するときのGHSみたいなことの表示に関しての徹底度合いとか、いろいろなことが大事になってくると思っていますので、補完し合いながらこの部分を強化していただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○林委員長　　どうもありがとうございました。

本田委員、どうぞ。

○本田委員　　もう時間があまりないかもしれませんが、私、先生方の大所高所のお話とは違って、たくみの立場から幾つか聞かせていただきたいと思ひます。

私どもは研究機関の人間として、化学物質管理に関するリスク評価の枠組みとか、有害性評価の試験方法であるとか、あるいは暴露評価の試験方法であるというのをつくるのが大事なミッションになっています。そういう観点で社会とかあるいは産業界のニーズ、何を今心配されているか、関心があるか、それを受けて行政がどういう方向性で化学物質管理に向かっているかというところに大きな関心があるわけですが、その観点からお伺ひしたいのですが、今後の化学物質管理の方向性として、リスク管理が皆様のご努力のおかげで浸透してきて進んでまいりましたけれども、もし残された課題があるとしたら、それはどういうものがあるか、そういうものの中の優先順位というのはどういうことなのかというようなことをお伺ひしたいと思ひます。

例えば、今、物質単位というお話がありましたけど、それは恐らく成形物——ちょっと違うかもしれませんが、成形物をどう扱うか。EUなどでは、成形物の中に含まれている化学物質の情報に表示義務をつけるというような方向に進んでいると聞きます。そうすると、それは成形物のリスク評価というような方向に進んでいくのではないかと。そうすると、その先には混合物、さらに物質単位をどうするかという話があるかと思ひます。逆に、混合物ではなくて単一の元素というのは化審法の対象に入っていないけれども、例えばカー

ボンナノチューブといったものは単一元素ですから、今は対象に入っていませんけれども、そういうものが今後どうなるのか。

はたまた、今こうやって進んできた化学物質管理の審査体系をもっと迅速化するために、冒頭にQSARというご説明がありましたけど、その関連で推論学的手法とか計算科学的手法とかそういったものを使って迅速化していくというような方法論を進めていくというような、いろいろな課題とか方向性があるかと思うのですけれども、もしその辺で、何か今後こういうニーズが一番大きそうだからこういう方向性があるのではないかというようなことがありましたら、お考えを承りたいと思います。

○飛騨化学物質安全室長 どうもありがとうございました。幾つかの課題を指摘していただきましたけれども、例えば物質単位ですけれども、これは幾つかの概念があるかと思えます。例えば、届出をされる方が自分でわかりやすい単位というものもありますし、我々リスクを評価するときと一緒にすべき単位というものがあるかと思っています。例えば洗剤のようなものを考えたときに、一つ一つの成分を分けて評価をするのがいいのか、一つの洗剤としてまとめて評価をしたらいいのかという問題があって、それは届出をする単位とはまた別なのですけれども、そういうリスクを評価する上で、どういう単位で評価をしたらいいのかというところをきちんと科学的に詰めていく必要があると思っております。

あと、元素の問題ですけれども、化審法上、元素はみないということになっておりますけれども、実は分解生成物としての元素はみるという形になっておりまして、実際に多くの元素についても評価を既に進めているところであります。ただ、元素もさらに今度はもっと深く掘り下げていくと、同素体はどうするのか、例えば、フラーレンとカーボンナノチューブとダイヤモンドと黒鉛を全部分けて評価するのかという、さらに技術的に非常に細かい問題が残っていますので、そもそも入り口から元素を入れるかどうかという問題に加えて、仮に元素を入り口から入れたとしたときに、先ほどの話とちょっと近いですが、どういう単位でそれを評価するのかという問題が残っていると思っております。

あと、QSARを含めた推論的な評価ですけれども、我々、QSARをできるだけ進めていきたいと考えていますけれども、QSARをより精度の高いものにしていくためには、QSARのもとになるデータがたくさん必要となります。例えば、分解性のQSARについては、経済産業省が担当しておりますが、ブルガス大学が開発したQSARが分解生成物までみることができるということで、かなり有望なのではないかと思っております、

産業界の協力も得て、ブルガス大学に新規化学物質の審査データを提供して、よりいいものにしていくということを進めているところでございます。

ほかにも毒性のQ S A Rとかいろいろなものがありますが、よりよいものにしていかないと、審査ですぐに使えるという状況ではないですので、できるだけ科学的な知見を高めて今後使っていきたいと考えているところでございます。

○林委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

有田委員、どうぞ。

○有田委員　　今の説明というか回答の中で洗剤というのが出たものですから、ちょっとピピッと。というのは、単一の成分で評価するか、一つのシャンプーならシャンプーでもいいのですが、シャンプーなどは様々な物質が使われている。そうしたときに、量が少ないからといって評価の仕方は単純ではないと思います。それについての意見です。例えば環境影響は特段ないかもしれないが、他の影響についての評価という点についてです。シャンプーにシリコンが使われていたことがありました。髪に非常に艶が出るといっていたのですが、後で問題があるということがわかりました。人体には影響がないけれども、ドライヤーが詰まって発火するとか、いろいろなことがあったと思います。そういうことも含めて、それはここで議論の中身ではないかもしれませんが、単純ではなくて、もっといろいろな幅広い視点から評価の議論をしていただきたいなと思っております。

○林委員長　　どうもありがとうございました。

今日、意見が出なかったらどうしようかなと悩んでいたのですけれども、十分いただきまして時間を少し超過してしまいました。本当にありがとうございました。

本日いただきましたご意見等は、事務局におかれましては今後の検討課題とされて、さらなる検討を進めていただきますようお願い申し上げます。また、この次の第2部でも同様のテーマでの議論が行われると思いますので、そのときにもまたさらに突っ込んだお話をいただければと思います。どうもありがとうございました。

では、議事進行を事務局のほうにお返しいたします。

○中沢化学物質管理課課長補佐　　以上をもちまして第1部の化学物質政策小委員会を終了いたします。

今後の予定といたしましては、本小委員会は年1回程度の開催を想定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合は、各委員にご連絡を差し上げます。ありがとうございました。

ただいまから10分間の休憩をとらせていただきたいと思います。3時25分から化学物質審議会を開催いたします。

——了——

#### お問合せ先

製造産業局 化学物質管理課

電話：03-3501-0080

FAX：03-3580-6347

